

地方独立行政法人さんむ医療センター医学生奨学金等貸付規程

平成26年3月1日

規程第60号

(目的)

第1条 この規程は、将来、医師として地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「法人」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸し付けることにより、法人における医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医学生 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学をいい、大学院（法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者をいう。
- (2) 修学一時金 修学や医業を学ぶ上で必要な経費に充てる資金をいう。

(貸付対象者)

第3条 理事長は、千葉県内に5年以上住所を有したことがあり、将来、医師として法人の業務に従事しようとする医学生に対し、医学生奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けるものとする。ただし、山武市医学生奨学金等貸付制度及び他の団体で従事することを条件とした奨学金制度との併用は不可とする。

2 理事長は、前項の奨学金の貸付けを受ける者に対し、修学一時金を貸し付けることができるものとする。

(貸付金額及び貸付期間)

第4条 奨学金及び修学一時金（以下「奨学金等」という。）の貸付金額及び貸付期間は、理事長が定める。

(貸付けの申請)

第5条 奨学金等の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書を理事長に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 奨学金等の貸付けを受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定)

第7条 理事長は、第5条の貸付申請書を受理したときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その

旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止及び中止)

第8条 理事長は、奨学金等の貸付けを受けている者が、大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受けたときは、その事実が生じた日の属する月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金等の貸付けを休止するものとする。

2 理事長は、奨学金等の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該奨学金の貸付けを中止するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 大学を退学したとき。

(3) 奨学金等の貸付けを受けることを辞退したとき。

(4) 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(償還の免除)

第9条 理事長は、奨学金等の貸付けを受けた者が、臨床研修又は大学院の課程を修了し、直ちに引き続き、奨学金等の貸付けを受けた期間に相当する年数（1年未満の月数があるときは、これを1年とする。（以下「必要勤務期間」という。））を、医師として法人の業務（以下「業務」という。）に従事したときは、当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

2 理事長は、奨学金等の貸付けを受けた者が、業務に従事を開始した日から、必要勤務期間を経過する日までの間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったため、必要勤務期間業務に従事することができないこととなったときは、当該業務の継続が困難となった日の属する月から当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

第10条 理事長は、前条に規定する場合を除くほか、奨学金等の貸付けを受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該奨学金等を償還することができなくなったとき、又は特に理事長が認めるときは、当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還)

第11条 奨学金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学金等の額に、該当すると判断した日から償還の日までの日数に応じ、山武市医学生奨学金

等貸付に関する条例第11条第2項に基づく割合で計算した利息を加えた額を理事長の定める日（次項において「償還期日」という。）までに一括又は分割して償還しなければならない。

(1) 第8条第2項の規定により奨学金の貸付けが停止されたとき。

(2) 第9条第2項に規定する場合を除き、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 奨学金等の貸付けを受けた者は、当該奨学金等を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき、山武市医学生奨学金等貸付に関する条例第11条第3項に基づく割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

第12条 前条の規定にかかわらず、理事長は、奨学金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、当該奨学金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 第8条第2項第3号の規定により大学生奨学金の貸付けを中止された後も引き続き大学に在学しているとき。

(2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金等の償還が困難であると認められるとき。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。